

○令和6年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業支援金Q & A 【障がい児者施設等】

第1版（令和7年1月31日）

「要綱」・・・令和6年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（障がい児者施設等）支援金交付要綱

区分	No.	問	回 答	参 考
1 支援金について				
	①	事業の概要は。	原油価格や物価の高騰による障がい児者施設等への影響を緩和し、安定したサービスの提供を支援するため、施設等の種別に応じた定額での支援金を給付する事業です。	・要綱第1条
	②	支援金の給付額は。	令和6年度における光熱費や車両燃料費、食材料費に対して給付するものとし、障がい児者施設等の区分ごとに定める定額での支援金額となります。 ○支援金額 入所系事業所 : 入所定員1名当たり 15,000円 通所系障がい者事業所 : 1事業所当たり 130,000円 通所系障がい児事業所 : 1事業所当たり 100,000円 訪問系事業所 : 1事業所当たり 100,000円 ※入所（宿泊）定員数は令和6年10月1日時点における県又は市町村に届出等を行っている定員であること。	・要綱第3条 ・要綱別表第2
	③	支援金の算定方法は。	【支援金額算定例】 ○障害者入所施設（定員80名）、短期入所（定員20名）併設 15,000円×80名=1,200,000円 15,000円×20名= 300,000円 ○グループホーム（共同生活援助）（定員9名） 15,000円×9名=135,000円 ○通所系障がい者事業所（多機能型 就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所） 130,000円+130,000円=260,000円 ○通所系障がい児事業所、訪問系事業所（多機能型 放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援） 100,000円+100,000円+100,000円=300,000円	・要綱第3条 ・要綱別表第2
	④	令和5年度と令和6年度の支援金の違いは。	令和5年度では2回の支援事業を実施し、支援単価の設定については、施設等の区分に応じた「基礎額」「加算額」「車両燃料費」「食材料費」の支援項目毎に単価を設定していました。 令和6年度における支援金では、支援項目毎の区別はせずに、原油価格・物価高騰等への支援として一体的に1人当たり又は1事業所当たりの金額で単価を設定しています。 このため、例えば「車両燃料費」や「食材料費」のご負担がない事業所であっても支援金を全額申請できます。 ※支援金の対象とならない施設・事業所もあるため、Q&A「2対象要件」で確認願います。	・要綱第3条 ・要綱別表第2
	⑤	市町村が実施する物価高騰対策支援は、支援内容が重複する他の補助金等に該当するか。	他の地方公共団体から同趣旨の支援金等を受けたとしても、原則として、県の支援事業と市町村の支援事業は併給することができます。ただし、当該市町村が県との重複交付を認めているかどうか、市町村の交付要件等をご確認ください。	・要綱第6条（2）
	⑥	県の他の物価高騰対策支援金等との併給はできるのか。	県の他の物価高騰対策支援金等と支援内容が重複する場合の併給はできません。	・要綱第6条（2）

区分	No.	問	回 答	参 考
2 対象要件				
	①	支援金の対象となる障がい児者施設等とは、どのような施設等をいうのか。	<p>福島県内（中核市含む）に所在地があり、基準日（令和6年10月1日）現在において運営している次の障害福祉サービス等を提供する施設・事業所となります。</p> <p>○入所系事業所 障害者入所施設、障害児入所施設、療養介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所</p> <p>○通所系障がい者事業所 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型</p> <p>○通所系障がい児事業所 放課後等デイサービス、児童発達支援</p> <p>○訪問系事業所 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第2条 ・要綱別表第1・第2
	②	休止中の事業所は対象となるのか。	基準日（令和6年10月1日）現在で休止している施設・事業所は対象となりません。また、支援金申請日時点で廃止・休止している施設・事業所についても対象となりません。	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱別表第2
	③	市町村が運営している障がい児者施設等は対象となるのか。	国、独立行政法人、都道府県、市町村が運営している障がい児者施設等は対象となりません。	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱別表第2
	④	公設民営の施設は対象となるのか。	<p>利用料金制（いわゆる独立採算。事業収入は指定管理者の収入となる。事業費用は、その事業収入及び指定管理料を充てる等）を採用している指定管理者については、原則として、支援金を申請することができます。この場合、その内容を確認できる「指定管理に関する協定書の写し」を添付してください。（協定内容が御不明な場合は、設置者（施設の設置市町村）へ御確認ください。）</p> <p>なお、光熱費等について設置者（市町村）から別途物価高騰に伴う負担増の補填を受けているなど、指定管理者が物価高騰等の影響を受けていない場合は申請できません。申請に当たっては、指定管理の委託料等に物価高騰に対する補填が含まれていないか、設置者に御確認いただいた上で申請してください。</p>	
	⑤	「入所系」と「通所系」の両方のサービスを実施しているが、それぞれ対象となるのか。	「入所系」と「通所系」を両方実施している事業所は、両方のサービスで申請することができます。また、入所系と通所系の外にも指定を受けているサービス毎に支援金を申請することができます。	
	⑥	地域活動支援センターは支援金対象となるのか。	対象となりません。	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱別表第1
	⑦	短期入所の空床型の場合は、本体施設とは別に申請できるのか。	申請できません。	
	⑧	日中一時支援は支援金対象となるのか。	対象となりません。	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第2条 ・要綱別表第1
	⑨	従たる事業所と出張所は、本体事業所とは別に支援金対象となるのか。	対象となりません。	

区分	No.	問	回 答	参 考
	⑩	障がい児者施設等を運営する法人の法人格に制限はあるか。	運営法人の法人格に制限は設けておりません。いずれの法人格であっても申請可能です。	
	⑪	同一の事業所で介護保険と障がい福祉の両方のサービスを一体的に行っている場合はどうなるのか。	介護保険事業所の訪問介護と障がい福祉サービス事業所の居宅介護等を同一事業所で提供している場合等、高齢者施設と障がい児者施設等を一体的に運営している場合は、重複申請できません。主として使用するサービスの分野（高齢者又は障がい児者）で申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> 要綱第6条（2） 要綱別表第2
	⑫	運営法人は県内に所在するが、県外に所在する障がい児者施設等についても対象となるのか。	福島県内に所在する障がい児者施設等を支援金の対象としていますので、県外に所在する障がい児者施設等は対象となりません。 なお、運営法人が県外に所在していても、障がい児者施設等が県内に所在していれば対象となります。	<ul style="list-style-type: none"> 要綱別表第1
	⑬	「医療型児童発達支援」と「医療型障害児入所支援」は支援金対象となるか。	対象となります。「医療型児童発達支援」は「児童発達支援」に、「医療型障害児入所支援」は「障害児入所支援」に含まれます。	
3 申請方法等				
	①	申請書及び添付書類の提出はどのようにするのか。	申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は1部とし、福島県障がい福祉課ホームページに掲載している提出先に郵送での提出となります。	
	②	申請は、運営法人単位で行うのか、支援金の対象となる各障がい児者施設等が行うのか。また、複数の障がい児者施設等がある場合、それぞれ分けて申請できるか。	申請は支援金対象の障がい児者施設等を運営する法人単位での申請となります。また、支援金対象の障がい児者施設等が複数ある場合、運営する法人がまとめて申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> 要綱第4条
	③	「障がい児者施設等」のほかに「高齢者施設等」を運営している場合の申請方法は。	同一法人において「障がい児者施設等」と「高齢者施設等」を運営している場合は、別申請となりますので、高齢者施設等分は除外してください。	
	④	いつまでに申請すればよいか。	申請期限は令和7年3月31日（月）まで（期限厳守）となります。	<ul style="list-style-type: none"> 要綱第4条
4 申請書類				
	①	申請書の様式はどのようにして入手するのか。	<p>申請書の様式は次のとおりです。福島県障がい福祉課のホームページからダウンロードしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式第1号 「令和6年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（障がい児者施設等）支援金交付申請書兼実績報告書」 様式第1号別紙「支援金交付対象となる施設・事業所」 <p>URL：https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/bukkakoutou-uketuke.html</p>	
	②	申請書の作成方法はどのようにしたらよいか。	支援金申請書作成マニュアルについて、上記福島県障がい福祉課のホームページに掲載しています。	

区分	No.	問	回 答	参 考
	③	申請書に法人代表者の押印は必要か。	申請書への押印は、「本件責任者の職・氏名」「本件担当者の職・氏名」とその「連絡先」に入力することで押印を省略することができます。 「本件責任者」が「本件担当者」でもある場合は、両方に同じ職・氏名を入力してください。 「責任者（担当者）の連絡先」に入力いただいた番号等へ、申請書類の不備等があった場合、事務局から連絡させていただきます。 ※FAX番号やメールアドレスをお持ちでない場合、その項目は空欄としてください。	・様式第1号
	④	申請書の添付書類には何が必要か。	【全法人共通】 様式第1号別紙「支援金交付対象となる施設・事業所」及び「振込口座の通帳の写し」を添付してください。 ※通帳の写しは、通帳の表紙を開いた1・2ページ目のカタカナで記載されているページの写しを添付してください。 【該当する法人のみ】 ・指定管理者が申請する場合は「指定管理に関する協定書の写し」・・・Q&A「2対象要件④」参照 ・申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は「委任状」・・・Q&A「5交付決定等①」参照	・様式第1号
	⑤	申請書の「誓約事項」へのチェックマークは全て必要か。	申請書の「誓約事項」のチェックが漏れている場合は申請書の受付ができませんので、誓約事項を確認のうえ全てのチェックボックスにチェックマークを付けたうえで、申請書を提出してください。 なお、虚偽の申請があった場合は支援金の返還が必要となります。	・様式第1号 ・要綱第8条
	⑥	令和5年度の支援金申請の際に「通帳の写し」を提出している場合は、令和6年度の申請では提出しなくてよいか。	支援金申請書の添付書類として「通帳の写し」は必須となりますので、添付の省略はできません。	・様式第1号
	⑦	実績報告書の提出は必要か。	支援金給付のため、実績報告そのものは不要ですが、申請書は実績報告書を兼ねた様式となっています。 支援金は、原油価格や物価の高騰分に活用されることを想定しています。	・様式第1号
5 交付決定等				
	①	支援金が振り込まれる金融機関の口座は申請者名義以外のものでもよいか。	申請者と口座名義は一致（法人名のみ名義は可）する必要があり、これが異なる場合はお支払いができません。ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途「委任状」が必要となります。（委任状の様式は福島県障がい福祉課のホームページからダウンロードしてください。）	
	②	交付決定の方法、振込時期はいつ頃か。	申請書類を受付後、申請内容の審査の結果、適正と認められた場合は交付決定を行い、交付決定額を運営法人へ郵送で通知するとともに、指定口座に支援金をお振り込みいたします。 支援金の振り込みについては、申請書類の審査完了から振り込みまで約1～2ヶ月程度を想定しております。また、申請時期及び申請件数の状況にもよりますが、審査終了後、令和7年3月上旬から令和7年5月下旬までの間のお振り込みを予定しています。 なお、申請書類に不備や漏れがあり補正を行った場合は、補正完了後のお振り込みとなりますので、振込時期が遅れる場合もあります。	・要綱第5条